モバイルアクセスサービス契約約款【現改比較表】 2023年3月20日現在

~2023年4月19日	2023年4月20日~
目次 (略)	目次 (略)
第1章 ~ 第7章 (略)	第1章 ~ 第7章 (略)
第8章 通信	第8章 通信
(通信利用の制限)	(通信利用の制限)
第31条 (略)	第31条 (略)
2 ~ 4 (略)	2 ~ 4 (略)
5 当社は、モバイルアクセス契約者(カテゴリーWに係る者であって、料金表第1表(料金	5 当社は、モバイルアクセス契約者(カテゴリーWに係る者に限ります。)が <mark>契約者指定番号</mark>
(附帯サービスの料金を除きます。))第1(利用料)1(適用)(18)(契約者指定番号発	発信機能を利用して行う1の通信(ボイスモードに係るものに限ります。)ごとに接続通信時間
信機能に係る3番号自動判定通話割引)又は(19)(契約者指定番号発信機能に係る一括国内	が連続して5時間 <u>を経過する</u> 場合には、その通信を切断することがあります。
通話割引)の割引を利用している者に限ります。)が連続して5時間以上通信(ボイスモード	
に係るものに限ります。以下この項において同じとします。)を行った場合には、その通信を	
切断することがあります。	
6 ~ 9 (略)	6 ~ 9 (略)
第32条 ~ 第33条 (略)	第32条 ~ 第33条 (略)
第9章 ~ 第13章 (略)	第9章 ~ 第13章 (略)
別記 ~ 別表4 (略)	別記 ~ 別表4 (略)
	<u>附則(令和5年2月9日 レパN第1407号)</u>
	1 本約款は、令和5年4月20日から実施します。
	2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったモバイルアクセスサービ

~2023年4月19日	2023年4月20日~
	スの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。 3 この改正規定実施前に、その事由が生じたモバイルアクセスサービスに関する損害賠償の 取扱いについては、なお従前のとおりとします。